

一般財団法人海上災害防止センター 定款
(平成25年7月1日制定)

最終改正：平成25年7月29日

目 次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 財産及び会計（第6条～第11条）
- 第3章 評議員（第12条～第15条）
- 第4章 評議員会（第16条～第25条）
- 第5章 役員（第26条～第33条）
- 第6章 理事会（第34条～第42条）
- 第7章 定款の変更及び解散（第43条～第45条）
- 第8章 公告（第46条）
- 第9章 補則（第47条）
- 附 則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人海上災害防止センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、海上災害の発生及び拡大の防止（以下「海上防災」という。）のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務、海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務等を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第89号。以下「一部改正法」という。）による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第42条の15の規定による海上保安庁長官の指示により排出油等の防除のための措置を実施し、当該措置に要した費用を同法第42条の16の規定により徴収すること。
 - (2) 船舶所有者その他の者の委託により、排出油等の防除、消防船による消火及び延焼の防止その他の海上防災のための措置を実施すること。
 - (3) 海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者その他の者の利用に供すること。
 - (4) 海上防災のための措置に関する訓練を行うこと。
 - (5) 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術について調査及び研究を行い、その成果を普及すること。
 - (6) 海上防災のための措置に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
 - (7) 船舶所有者その他の者の委託により、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うこと。
 - (8) 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うこと。
 - (9) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
 - (10) 湖沼、河川等において、前各号に掲げる業務（以下「海上防災業務」という。）に類似する業務を行うこと。
- 2 前項第10号の業務については、海上防災業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼさない範囲内で行うものとする。

（海上防災業務規程）

第5条 海上防災業務の実施については、海上防災業務に関する規程（以下「海上防災業務規程」という。）を定めなければならない。

- 2 海上防災業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 海上防災業務を行う事務所に関する事項
 - (2) 海上防災業務の実施方法に関する事項

- (3) 海上防災業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
 - (4) その他海上防災業務の実施に関し必要な事項
- 3 海上防災業務規程については、海上防災業務の開始前に、海防法第42条の17第1項の規定による海上保安庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第2章 財産及び会計

(基本財産)

- 第6条 この法人の基本財産は、設立に際して設立者が拠出した財産及び理事会の決議により基本財産として定めた財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ、理事会及び評議員会の承認を要する。

(独立行政法人海上災害防止センターから承継した資産の扱い)

- 第7条 一部改正法附則第10条第1項の規定に基づき、この法人が独立行政法人海上災害防止センターから承継した資産については、海防法第42条の14に掲げる第1号から第9号までの業務以外の業務に充てるために処分してはならない。

(事業年度)

- 第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第9条 理事長は、毎事業年度開始の日の1月前までに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、あらかじめ、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 海防法第42条の21第1項に規定する事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の1月前までに、海上保安庁長官に提出しなければならない。
- 4 前項の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始前に、海防法第42条の21第1項の規定による海上保安庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 収支決算書
- (7) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類を定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

4 海防法第42条の2第2項に規定する事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録については、毎事業年度経過後3月以内に、海上保安庁長官に提出しなければならない。

(会計原則等)

第11条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

第3章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に、評議員3名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が

評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。）

（任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最

終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 個々の評議員に対して、各年度の総額が10万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。

- 2 評議員に対して、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第4章 評議員会

(組織)

第16条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

(権限)

第17条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の帰属
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

- 2 前項の決議事項のうち、第1号については、評議員会での決議の後に、海防法第42条の19第1項の規定による海上保安庁長官の認可を受けなければならない。

(招集)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回招集するほか、必要がある場合に招集する。

(招集権者等)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に関する決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) その他法令で定められた事項

3 前二項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員会の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会の運営)

第25条 評議員会の運営に関し必要な事項を、評議員会の決議により別に定める。

第5章 役員

(役員を設置)

第26条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

(1) 理事 3名以上9名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、3名以内を常務理事とする。

4 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長代行を置くことができる。

5 第2項の理事長及び前項の理事長代行をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法」という。）上の代表理事とし、第3項の常務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号の理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、理事長代行及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。

3 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合は、三分の一以下でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 理事長代行は、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときに、理事長の職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分掌する。
- 5 理事長、理事長代行及び常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第29条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第26条で定めた理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第31条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第32条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を支払うこ

とができる。

(責任の免除)

第33条 この法人は、理事又は監事の一般社団・財団法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(組織)

第34条 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第35条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、理事長代行及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、定時理事会として毎年度6月及び2月の2回招集するほか、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長代行又は常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項を、理事会の決議により別に定める。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条に規定する目的及び事業並びに第13条に規定する評議員の選任及び解任についても適用する。

(解散)

第44条 この法人は、一般社団・財団法第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 公告

(公告)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

3 この法人の公告は、貸借対照表その他の法令で定める事項について行う。

第9章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款はこの法人の設立の日（平成25年7月23日）から施行する。

2 この法人の設立者の名称及び住所は、次のとおりとする。

公益財団法人海上保安協会

東京都中央区湊三丁目3番2号

公益社団法人日本海難防止協会

東京都港区虎ノ門一丁目1番3号

一般財団法人日本水路協会

東京都大田区羽田空港一丁目6番6号

3 設立者が拠出する財産及びその価格は、次のとおりとする。

(略)

4 この法人の設立時評議員並びに設立時代表理事、設立時理事及び設立時監事は、第13条第1項並びに第27条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(略)

5 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

6 この法人の設立初年度の海防法第42条の21第1項に規定する事業

計画及び収支予算は、第9条第3項及び第4項にかかわらず、速やかに海上保安庁長官に提出し、認可を受けなければいけない。

- 7 この法人の最初の事業年度は、第8条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、平成26年3月31日に終わるものとする。

附 則（平成25年7月29日 一部改正）

この定款は、平成25年10月1日より施行する。